生駒市規則第８号

技能職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成１９年3月２８日

生駒市長　山下　真

技能職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与等に関する規則（昭和４１年１２月生駒市規則第９号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項第１号中「１００分の１０」の次に「（任命権者が指定する職員（以下「統括主任」という。)にあっては、１００分の１２）」を加え、同項第２号中「１００分の５」の次に「（統括主任にあっては、１００分の７）」を加える。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。